

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）の一部を改正する告示」等に関する意見

2021年6月17日

個人情報保護委員会事務局（個人情報保護担当） 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第3 伊藤ビル 603 名称  
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智 政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

個人情報保護法及び関連する政令・委員会規則の不断の見直しについて、個人情報保護委員会をはじめ関係者の皆様のご尽力に感謝いたします。また、意見を表明する機会をいただき、誠にありがとうございます。

## 【総論】

今般の個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインについては、度重なる改正により極めてわかりにくい構成となり、特に参照関係が複雑になって読み解くのに大きな労力が必要なものとなっている。逐条的なものだけでなく、構造が一目でわかり、関連するものの関係性を把握しやすい構成にいただき、逆引きを含む索引等の付属文書の作成を強く要望する。

内容全般については、国際的なプライバシー保護の潮流とは異なる日本独自の手続きの詳細化がさらに進んでおり、多数の例示は理解促進に役立つ一方、本来の目的を忘れたチェックシートとしての使い方になるのではないかと危惧している。ガイドラインでは、我が国の「プライバシー保護」の原理原則を明示し、それとの関係性を表すような対応を求める。

また、特に我が国が進める DFFT（Data Free Flow with Trust）に資することに留意して、仮名加工情報と匿名加工情報の「国際的な定義や活用方法との差異」を示し、有効な利用が可能となるよう配慮を求める。

## 【個別】

### ■通則編■

#### ・ 3-5-3 個人情報保護委員会への報告

##### 3-5-3-1 報告対象となる事態（規則案第6条の2の（2））

「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データ」について「財産的被害」についての説明がなく、金銭的被害に該当する場合は事例として挙げられている。「対象となった個人データの性質・内容等を踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮して判断する」とあるものの、この説明では「被害が発生する蓋然性」のみが考慮されると解され、財産的被害とされる対象は不明のままである。一般的に財産的被害とは、金銭的なものだけではなく不動産、物品、権利等も含まれると考えられる。しかし、例えばゲームや購入コンテンツを利用するためのIDやPWの漏えい（なりすましが想定される）等も含まれることになると事業者の負担は極めて大きくなる。IDやPWの漏えいは事業者の責に依らないリスト攻撃等により日常的に起こっているが、ゲームやコンテンツにおける被害の程度は一般に軽微である。このような場合も報告が必要となると事業者の負担は非常に大きく現実的ではない。財産的被害について、支払手段として用いられる情報（クレジットカード情報等）に限定するか、財産的被害について、どのような場合が該当するのか、一定の条件を示すことを求める。

#### ・ 3-5-3-3 速報（規則案第6条の3第1項）

報告の方法について、事業所管大臣が別に定める方法を許容するのは、事業者へ無駄な負担を求めるもので、迅速な報告を行う上でも障害となる。したがって、他の事業所管大臣への報告についても、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに統一することを求める。

### ■外国にある第三者への提供編■

#### ・ 5 同意取得時の情報提供

##### 5-2 提供すべき情報（規則第11条の3第2項関係）

個人情報保護関連法以外で本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度を各事業者が単独で調査をすることは相当な困難や多額の費用などの負担となる。特にデータローライゼーションやガバメントアクセスについては、制度の存在のみでは影響の有無について判断するのが難しい。個人情報保護委員会において、当該情報提供義務の履行に

足り得る程度に各国における制度の概要について取りまとめて、公表いただきたい。その際には「事業活動における個人データの越境移転の実態に関する調査について」で明らかになった通り、我が国の事業者はアジア各国への越境移転が多く、今後もこの傾向は続くものと思われるため、これらの国々の情報の充実を強く希望する。

また、事業者が個人情報を提供する外国の第三者が、個人情報保護委員会が公表する各国の制度等に含まれている場合、事業者の情報提供は当該サイトの URL へのリンクで事足りるものとしていただきたい。

## ■仮名加工情報・匿名加工情報編■

### ・ 2 仮名加工情報

#### 2-2-3-3 第三者提供の禁止等（法第 35 条の 2 第 6 項関係）

仮名加工情報の第三者提供について、現在のガイドラインの説明ではわかりにくく、第三者に提供する場合に「仮名加工」と同様の加工はできない、あるいは個人データとして加工しないか匿名加工情報にしなければ第三者に提供できないといった誤解を招いているため、以下について明確にわかるような説明をするか、Q&A に追加していただきたい。

- 1) 個人データの第三者提供について本人から同意を得ている場合には、仮名加工の有無にかかわらず第三者への提供は個人データの第三者提供であること。
- 2) 個人データの第三者提供として第三者に提供する場合に、仮名加工情報を作成するときと同じ加工をしたとしても、第三者に提供する情報は仮名加工情報とは呼ばないこと。
- 3) このような情報は提供元においては個人データであることから、加工する際の方法や個人データとの対照表は提供元で破棄しなくても良いこと。

### ・ 3 匿名加工情報

#### 3-2-3-1 加工方法等情報の安全管理措置

(※) の記述に「氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。」とある。これは GDPR における「匿名化」の定義と合わせたものと思料するが、一方でこれまでの我が国における「匿名加工情報」とは異なるものとなったことから、事業者の対応も異なることになる。例えば、提供先において違法な方法、あるいは偶発的な場合も含めて匿名加工情報が特定の個人を識別できる情報となった場合に、これを提供元で把握し対応するこ

とは不可能になる。このような場合、提供元にはなんら責任はなく、あくまでも提供先に責任があることを明確にしていきたい。